

改造自動車届出制度の見直しについて

1. 背景

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことの目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があります。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があります。

これらの課題を解消すべく、審査事務規程の一部を改正することとします。

2. 改正概要

①改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外します。

- ・自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造
- ・アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造

②新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

これに伴い、改造自動車の事前書面審査に係る運用を次のとおり見直します。

- ・届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とします。(代表届出を除く。)
- ・改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができるところから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととします。

3. 今後のスケジュール

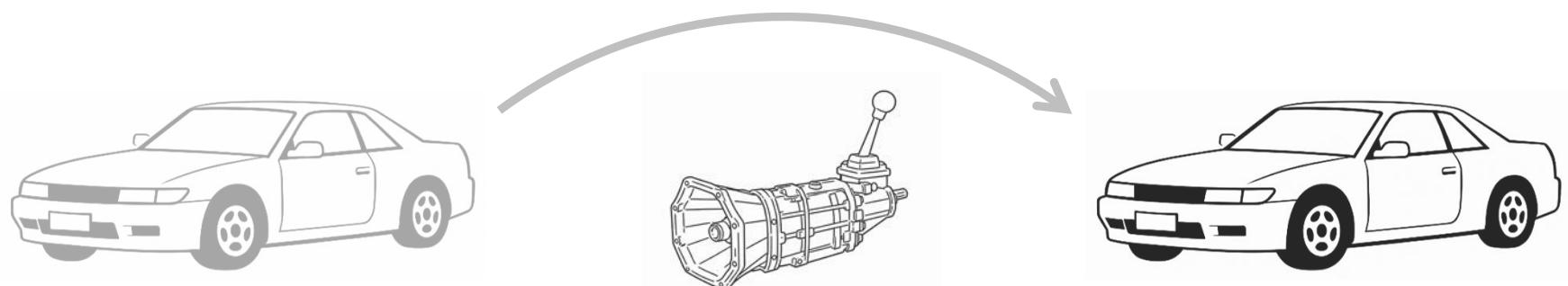
改 正：令和8年3月予定

施 行：令和8年7月予定

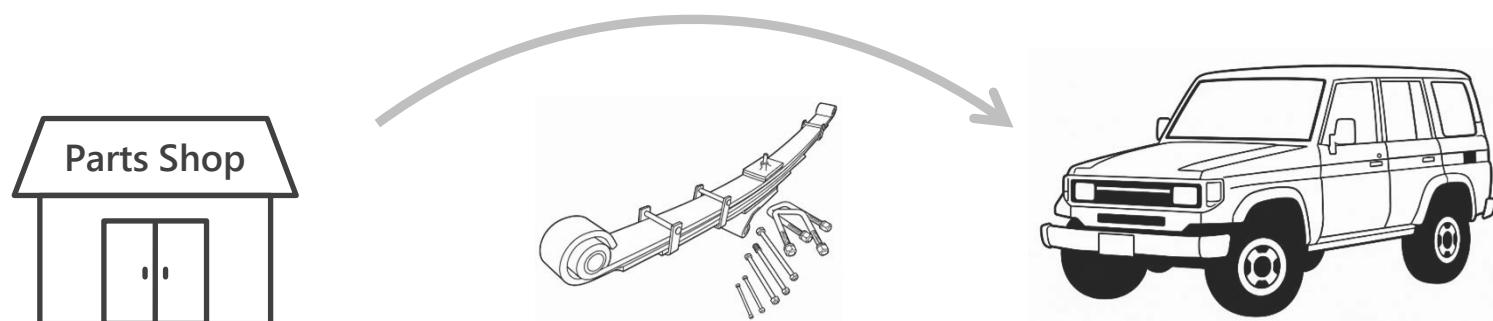
① 改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外

自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造



アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造



② 新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図る

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領において実施

改造自動車届出制度と新規検査等届出制度の統合に伴い、改造自動車の事前書面審査に
係る運用を次のとおり見直し

- 届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とする。
(代表届出を除く。)
- 改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができるところから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととする。